



環境 環境しょうばら 次世代へつなぐ 庄原の里山環境

【連絡先】
平成 29 年 5 月 2 日
庄原市環境建設部
環境政策課
(0824)72-1398

No. 3

6 月 5 日 環境の日



★ 6 月は環境月間です ★

環境の日及び環境月間とは・・・

国連は、6 月 5 日を「世界環境デー」と定めています。世界各国で、この日に様々な行事が行われています。

日本でも、「環境基本法」においてこの日を「環境の日」と定めています。

また、平成 3 年度以降毎年 6 月を「環境月間」とし、全国で環境を考える各種行事が行われています。



この機会に節電やエコについて、基本から見直しましょう！

- 家電や照明、使用しないときは電源を切りましょう。
- ごみはきちんと分別しましょう(分別は家庭で出来るリサイクルです)。

広島県では 6 月の環境月間行事の一環として、広く県民の皆さんに環境保全についての理解と関心を深める目的で今年も「環境の日」ひろしま大会 を開催しています。

「環境の日」ひろしま大会

日時:平成 29 年 6 月 4 日(日) 午前 10 時～午後 3 時 30 分

場所:県庁前広場<入場無料>

内容:環境に関する展示、クイズラリー、特設ステージでの紙芝居やダンス、工作体験、本の交換市 etc...

あそびにきてね！



野外焼却(野焼き)について

野外焼却は法律(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条の 2)で禁止されています

違反すると、個人の場合、5 年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金に処せられます(懲役と罰金が併科されることもあります)。

野外焼却は火災の原因にもなり非常に危険です。実際、庄原市内においても、ごみの焼却が原因となった火災が発生した例があります。家庭ごみの野外焼却は行わないでください。

※農作業などで出た草や、とんど等の地域行事で焼却することは禁止の例外とされています。しかし、むやみに燃やしてよいということではありません。野外焼却を行う場合には、近隣の方の迷惑にならないように、風向きや時間帯、焼却量を考慮して行ってください。

4月からペットボトルの出し方が変わりました

広報しょうばら3月号でお知らせしましたが、ペットボトルについているラベルをはがして出していただくように変更となりました。

お問い合わせが多かった、ペットボトルに張られたラベルが糊等ではがれない場合は、やむを得ませんので、そのままペットボトルとして出してください。



PET マークの付いているペットボトルの全てが対象です。

例

- ・ 清涼飲料水(ジュースやお茶、コーヒー飲料など)
- ・ 焼酎・酒類
- ・ しょうゆ・しょうゆ加工品
- ・ 本みりん・みりん風調味料
- ・ 食酢・調味酢
- ・ ドレッシングタイプ調味料
(油を使っていないノンオイルドレッシングのこと)



PET マークが付いています。

はがしにくいラベル

全面糊づけの大きなラベル、
端からはがしても
取れないラベル



ミシン目のない
ラベル



ペットボトルの出し方

- ① 水洗いをする。
- ② ペットボトルに張られたラベルをはがす。
- ③ ペットボトル(指定袋:黄)に入れて出して下さい。
- ④ キャップは、容器包装プラスチック類(指定袋:黄)に入れて出して下さい。

※ラベルが糊等ではがれない場合は、そのままペットボトルとして処理をしてください。

「どのプラスチック容器がペットボトルで、どのプラスチック容器が容器包装プラスチック類なのか、分かりづらい」という方は、下記をご参考ください。



PET マークが付いているプラスチック容器

ペットボトル



マークが付いているプラスチック容器

容器包装プラスチック類

※ **黄色の指定袋を別々に**使ってください

環境標語(平成28年度環境啓発[®]スロー・標語コンクール 優秀賞)

じせだいを になうかんきょうを つくろう

西城小学校 黒田 さくら

